小田原市市民活動推進委員会答申

平成17年6月 小田原市市民活動推進委員会

はじめに

小田原市市民活動推進委員会は、平成15年7月1日に施行された小田原市市民活動推進条例の第13条に基づき、同日付で市長の附属機関として設置されました。

当委員会は、平成15年8月に市長より、「市民活動に対する新たな財政的支援のあり方」 及び「市民活動に対する市民の意識の高揚を図るための新たな表章制度のあり方」について諮問を受けました。それ以来、上記諮問事項について調査・審議を重ね、早期に市民活動を支援するための施策を具現化すべきという考えから、平成15年12月に第一次答申として補助金制度の創設を提言しました。

この提言に基づいて、平成16年度には「小田原市市民活動応援補助金制度」が創設され、7月には公開プレゼンテーションを経て応援補助金交付対象の選考会が開催されました。初年度の応募件数が44件にも達したことは、市民活動団体や関係者の大きな期待の現れと見ることができます。

当委員会は、その後も引き続き調査・審議を進めるなかで、条例前文にも謳われた「魅力と活力にあふれる小田原のまち」を築くために、市民活動の一層の活性化が不可欠であるとの認識を深くした次第です。その具体的な施策等として、次のとおり答申いたします。

市長におかれましては、本答申の主旨をお汲み取りいただき、施策の実現にご尽力くださる よう、念願する次第です。

小田原市市民活動推進委員会委員一同

目 次

はじめに

1. 市民活動の意義	3
(1)市民活動の役割	
(2)市民活動の背景	
2. 小田原市の市民活動の現状と課題	4
3. 市民活動を推進するための財政的支援について	4
(1)市民活動を推進するための財政的支援の必要性	
(2)市民活動に対する財政的支援の仕組みの現状	
4 . 表章制度について	5
(1)市民活動を称えあう社会の必要性	
(2)市の施策の現状	
答申	
1 .「市民活動に対する新たな財政的支援のあり方」について	7
(1)基本的な考え方	
(2)新たな財政的支援のあり方	
2 .「市民活動に対する新たな表章制度のあり方」について	10
(1)基本的な考え方	
(2)新たな表章制度のあり方	
おわりに	12
資料編	13
用語説明	17
審議の経過	19

1. 市民活動の意義

(1)市民活動の役割

平成15年7月に施行された小田原市市民活動推進条例では、市民活動とは「市民が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの」と定義されています。

市民活動は、地域や社会の問題を自らの問題としてとらえ、市民の視点から自発的に、志を持って創意工夫を凝らして取り組む点に特徴があります。わが国においても、1980年代から福祉や環境、教育、まちづくりなど、さまざまな分野で顕著にそうした展開が見られるようになりました。今日のように市民ニーズが多様化、複雑化する中で、公共サービスの担い手として市民活動の役割は、極めて重要なものとなってきています。

(2)市民活動の背景

市民が求める公共サービスについては、行政がその役割を担うことが当然と考えられてきました。しかし、経済の成熟化や時代の進展とともに、人々の生活のあり方や考え方は大きく変化しています。法律や条例、規則、前例に縛られ、公平・中立を旨とし、あらかじめ議会で承認を得た年度予算に従って行動することが求められる行政だけでは、複雑・多様化し、かつ激しく変化する人々のニーズに迅速・的確に応えることが困難になっています。

加えて、わが国では、バブル経済崩壊後の長期的低迷から税収が伸び悩み、国家財政も地方財政も諸外国に例を見ない莫大な債務を抱えるに至りました。財政事情からも、行政が市民のニーズに十分に対応することが望み得ない事態を迎えたのです。

その一方で、多彩な教育や実務、あるいは趣味などを通じて実力を身につけた市民のなかから、諸外国の人々の生き方などにも触発され、地域や社会の問題に対して自ら取り組もうとする気運が高まってきました。教育や福祉、環境、治安、国際交流など、さまざまな面で、単に政治や行政に要望するのではなく、自ら創意工夫を凝らし、汗を流し、資金をも自ら調達して取り組むという、文字通りの市民活動が現れてきたのです。

阪神・淡路大震災に際して、行政の限界が浮き彫りにされ、一方でボランティアやNPO、 NGOの活躍が脚光を浴びたことも、大きな転機となりました。平成10年には、特定非営 利活動促進法(通称NPO法)が施行され、各自治体で市民活動団体と企業、行政の協働を 謳った条例制定が相次いでいることも、市民活動の活性化につながっています。

2. 小田原市の市民活動の現状と課題

小田原市では、福祉や教育、環境をはじめ、さまざまな分野で市民活動が展開されています。NPO法人として認定を受けた団体は34(平成17年4月末現在) おだわら市民活動サポートセンターに登録を終えた団体は約300となり、また、平成16年度に創設された市民活動応援補助金に対しても、周辺自治体に例を見ない44件という数多くの応募が寄せられました。

こうした広がりを見せる市民活動も、より活発化しようとすればするほど大きな壁に直面 します。市内の特定非営利活動法人や市民活動サポートセンター登録団体からは、活動資金 と人材の確保に課題があるという声が多く聞かれます。

3. 市民活動を推進するための財政的支援について

(1)市民活動を推進するための財政的支援の必要性

市民活動においても、その活動をより活発に、より効果的に展開しようとすればするほど、多くのマンパワーと資金が必要となります。そうしたマンパワーと資金は、本来はその市民活動の主旨や取り組みに共感し、支援しようとする市民や企業等のボランティア活動や寄付によって賄われるべきであり、それが理想です。現にアメリカでは、一般にそうした形で市民活動が展開されています。アメリカにおける1年間の寄付総額は実に約26兆円に達し、しかもその80%以上は企業ではなく個人によるものです。

しかし、わが国においては一般にボランティア活動や寄付の習慣が乏しく、ボランティア 活動や寄付を奨励するような税制その他の制度も整っているとは言えません。その結果、卓 越した志や優れたアイデアを持った市民活動も、十分な活動を展開して成果をあげることが できないのが実態です。

そうした現状を踏まえ、市民の立場からその発展が期待される市民活動に対して、試行や 自立を促進するための財政的支援を行うことが必要であると言えます。なお、財政的支援に 際しては、市民活動の主体性や自発性を最大限に尊重し、その自立性を損なわないよう配慮 することが肝要です。

(2)市民活動に対する財政的支援の仕組みの現状

市民活動団体への財政的支援については、全国各地でさまざまな取り組みが見られます。 当委員会では、各地の事例を参考に、独自の基金の設置や公益信託制度による市民活動団体 等への補助金、税制優遇措置、NPO法人への資金融資など、さまざまな支援施策の可能性 や是非を検討してきました。(内容は、資料編を参照)

なお、市民活動団体への活動資金の提供には、これらの他にも企業や財団などによる助成金、労働金庫等による融資が大きな役割を果たしています。また、まだ事例は多くありませんがコミュニティビジネスやNPO法人に対する市民金融機関(*1)による融資の動きも現れています。

4.表章制度について

(1)市民活動を称えあう社会の必要性

わが国のこれまでを振り返ると、市民活動やボランティア活動について、必ずしもその意義や重要性が広く認識され、多くの人々から高く評価されてきたとは言えません。より多くの人々がボランティア活動を始めとする市民活動に参加し、その活動がより一層活発に展開されるためには、一人ひとりの小さな活動にも光を当て、互いにその活動を称え、感謝し、拍手を送ることが重要です。多くの市民がそれぞれの活動を認め合う社会を創るため、その小さな活動を広く市民に示すことにより、社会が目を向け、あ

たたかい声援と拍手をおくることで、その地域をより良くするための市民活動が盛んになっていくものと考えます。

(2)市の施策の現状

小田原市では、平成14年から、ボランティア活動カード(まごころカード)を発行しています。この制度は、小田原をボランティア活動など市民の自主的な活動で支え合っていくまちにするため、ボランティア活動を行ったことに対して市長が市民の代表として感謝するというものです。全国的にもきわめてユニークな制度ですが、年々発行枚数も増加しており(平成16年度は727枚)、市民がボランティア活動に関心を寄せるきっかけとして、大変評価できるものです。

答申

1.「市民活動に対する新たな財政的支援のあり方」について

(1)基本的な考え方

小田原市では、平成16年度に「小田原市市民活動応援補助金」制度が設けられました。 初年度の募集に対して44件の応募が寄せられ、各団体の公開プレゼンテーションも極めて 充実した内容であったことからも、まずこの補助金制度を継続し、発展させていくことが肝 要です。

しかし、現在の制度では、市から市民活動団体への一方的な支援の形となり、多くの市民の善意を生かす道が閉ざされています。市の財政事情から補助金の増額も困難であり、年度予算が確定した後でなければ募集ができないといった問題点もあります。市民活動のいっそうの発展を考えるとき、市民や関係の企業等にも広く資金提供を呼びかけ、市と市民が心と力を合わせて市民活動を支援していく姿を実現することが重要です。

さらに、最近の各地の動きから、市民活動団体が遺産贈与の有力な対象となる気配が伺えます。多額の財産を保有する高齢者の増加や、少子化によって遺産を相続する血縁を持たない人々も増加することが予想され、小田原市においてもそうした人々が喜んで市民活動に財産を遺贈できる仕組みをつくることが急務と考えます。

(2)新たな財政的支援のあり方

ア 資金調達の仕組み

広く一般の市民や関係企業、本市にゆかりの深い人々に対し、市民活動支援を目的とした 資金提供を呼びかけるために、明確な受け皿となる「小田原市市民活動応援基金」(仮称) を創設することを提案します。

この基金には、本市がまずベースとしてしかるべき金額(参考までに、福岡市ではNPO活動支援基金に1000万円、平塚市では公益信託ひらつか市民活動ファンドに300万円)を拠出するとともに、広く市民に寄付を呼びかけます。その際には、市民活動活性化の

主旨から、多額のまとまった資金提供を受けるばかりでなく、少額でも気軽に寄付ができ、 一人でも多くの市民が参画できる仕組みにすることが重要です。

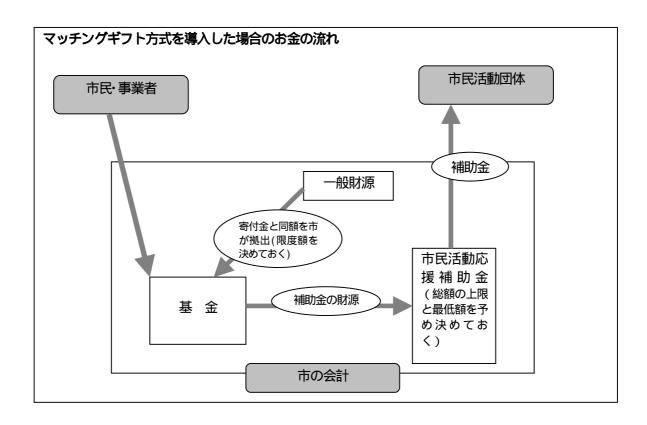
さらに、企業や市民に対し寄付へのインセンティブを高めるために、「マッチングギフト制度」(*2)の導入を提案します。この制度は、企業や市民からの寄付金と同じ額を、市が基金に拠出するという仕組みで、企業、市民、行政が一体となって市民活動を支援する姿勢をアピールすることができます。なお、本制度の実施にあたっては、あらかじめ年間及び1件あたりのマッチング限度額を定め、市民に対し公示しておくことが必要です。

小田原市においてはすでにいくつかの基金制度があり、従来は積立金の利子分を事業に充当する方式が取られてきました。しかし、昨今の低金利時代にあっては、利子だけで事業を実施することは不可能です。むしろ、企業・市民・行政が共に拠出した資金そのものを補助事業に充当するという方式をとることで、寄付者が市民活動を応援しているという実感を得、そのことに喜びを感じることができるという仕組みとするべきだと考えます。

なお、基金による助成制度とすることで、「年度予算が確定してからではないと募集がかけられない」という従来の問題点の解決も期待できそうです。「市民活動応援基金」(仮称)が補助金の財源として明確に位置付けられていることで、より柔軟なスケジュールを組むことが可能になるのではないかと考えます。「かながわボランタリー活動推進基金21」では、助成事業等の募集を前年度の8月から行い、前年度中に助成先等を決定するスケジュールとなっており、年度当初からの事業についても助成対象とすることができています。こうした事例を参考に、市民活動団体にとって、より活用しやすい仕組みを構築していただくよう望むものです。

票点

- ・市民活動を地域全体で支えていくために、企業や市民等から寄付を受けられる基金を設置する。
- ・基金への寄付には、市民の少額の寄付も可能とする。
- ・企業や市民の寄付へのインセンティブを高め、市民が一丸となって応援するという姿勢を示す狙いから、マッチングギフト方式を取り入れる。
- ・助成金は、元金を充当する方式とする。
- ・基金設置のメリットを生かし、募集や決定、交付の時期を早めるなど市民活動団体にとって活用しやすい仕組みとする。



イ 寄付の環境づくり

わが国では、税制その他の面で、市民や企業が喜んで寄付をしたいと思えるような環境が整っているとは言えません。ちなみに、現在の税制では、法人が寄付を行った場合、その法人の有する通常の損金算入限度額にかかわらず全額損金算入できますし、個人が寄付をした場合は、所得税についてはく寄付金額(総所得の25%を限度とする)-1万円>が所得控除額になり、地方税についてはく寄付金額(総所得の25%を限度とする)-10万円>が所得控除額となります。しかし、これらの対象となるのは、国や地方公共団体、学校法人や社会福祉法人などの特定の団体に対する寄付の場合に限られています。また、平成13年からは、国税庁長官の認定を受けた認定NPO法人(*3)に対する寄付についても税制上の特例措置が講じられるようになりましたが、認定NPO法人格取得の条件が厳しいことなどから、全国の認定NPO法人の数は34団体(平成17年5月31日現在)にとどまっているのが現状です。

こうしたことから、国レベルでのさらに有効な制度改革が望まれますが、一方で小田原市 としても早急に寄付の環境づくりに努める必要があります。具体的には、寄付の使途や効果 について信頼できる仕組みを構築することが不可欠であり、基金の事務・運営経費について は市が負担し、寄付の全額を市民活動の補助に充てることを明らかにする必要があります。 補助の対象となる団体やプログラムについては、定期的に公募し、公開のプレゼンテーショ ン等を経て、市民代表を含む選考委員会の審議によって決定します。補助金活用の成果につ いても、公開の席で報告会を開催し、広く市民に周知を図ることが肝要です。

さらには、寄付者の意向を尊重し、寄付者の希望に沿った分野の活動を展開する市民活動に対する補助に充てたり、寄付者の名前を冠した名称の基金や補助金、事業にしたりするなどについても検討の価値があると考えます。寄付者を市民活動サポーターとして、市民等に広く紹介するなどして、寄付者に対する市民の感謝の意を明らかにする工夫も必要です。

要点

- ・寄付者の意向を補助金に反映できるような仕組みを構築する。
- ・寄付者に対する評価を高める。

2.「市民活動に対する新たな表章制度のあり方」について

(1)基本的な考え方

新しい表章制度は、市民活動を市民全体でほめたたえる文化や風土を醸成し、市民の意識 の高揚を図ることを目的に行うべきであると考えます。これまでの「表彰」という概念では なく、地域の課題解決を目指した自主的な活動を社会に広く知らせることにより、活動者を 励まし力付けることに重きを置き、地域全体で応援するという機運を高めることが必要です。

(2)新たな表章制度のあり方

ア 表彰制度の仕組み

表彰の対象は、市民活動団体または個人、および企業等とし、表彰された人々が喜びや誇りを感じ、新たな活動への活力が湧き上がるような工夫が必要であると考えます。

そのためには、選ばれた活動の内容や、団体、個人等を広く市民に知らせることに主眼を

置き、市がその活動を積極的に紹介することが必要です。また、表彰の場も、多くの市民活動を行う者や市民等がその活動を称える場として設定することも必要です。

表彰することは、その活動が市によって認められたものとなるため、賞の選考には十分慎 重な配慮が望まれますが、多くの活動を広めたいというねらいから、自薦他薦問わず応募で きることとすべきであると考えます。

要点

- ・表彰が誇りとなるように工夫が必要である。
- ・選ばれた団体、個人等を広く市民に知らせることに主眼を置く。
- ・多くの市民とともに活動を称える場を設定する。
- ・審査は慎重に行う必要がある。

イ 市民の活動を称えあう環境づくり

多くの市民とともに活動を称えるため、市民活動関係者や市民が一堂に会するフェスティバルを開催し、その会場で表彰を行うことを提案します。そのフェスティバルは市民活動団体の活動発表の場としても機能し、さらに、例えば各団体がバザーやフリーマーケットを行うことで、市民が楽しみながら市民活動に協力できるとともに、活動団体が自らの資金を確保するための場とすることも考えられます。

現在、小田原市では年に一度、市民活動サポートセンターの主催で、市民活動パネル展と 交流会を開催していますが、それをさらに発展させるとともに、市民の中から実行委員会と してスタッフを募るなどし、より多くの市民が関わり、市民が市民による活動を称え、応援 していく環境をつくることが重要です。

要点

- ・市民活動関係者や市民が一堂に会するフェスティバルを開催する。
- ・フェスティバルは表彰の場、活動発表の場、資金を得る場、寄付による支援が容易にできる場とする。
- ・フェスティバルは実行委員会形式で開催する。

おわりに

2年間にわたる当委員会での検討結果を述べてまいりましたが、市民活動を活性化するためには、市民が市民活動の意義を理解し、市民活動団体や市民、市等が自らの責務や役割を果たすとともに、市民一人ひとりが、社会のために何ができるかを真剣に考え、地域の人々と心と力を合わせて行動を起こすことが必要です。

このためには、一般市民や青少年を対象として、市民活動に対する理解を深めたり、さまざまな活動を実際に体験できるようなプログラムを企画・開催し、市民活動に携わる人材の発掘を進める必要があります。しかしそれ以上に、市職員の協働や市民活動に対する意識を高めることは重要であり、そのためのセミナーや派遣研修など、効果的な啓発プログラムを計画的に実施していく必要があります。

また、現に市民活動をしている団体に対して研修の機会を設けたり、複数の団体が互いの情報交換や人的交流を促すようなプログラムを行うことで、それぞれの活動に新たな広がりが芽生えるなど、一層の活性化が期待できます。

こうした取り組みを総合的に進めることが、市民活動の更なる推進につながるものと確信 しています。

社会における市民活動の重要性に鑑み、支援策のより一層の充実をお願いして、小田原市市民活動推進委員会の答申といたします。市民活動が小田原市にさらに浸透し、市民活動団体や市民、事業者、市が互いに対等のパートナーとして、地域のことは市民自らが解決していくという、真の市民自治の社会が到来することを願ってやみません。